

基本財産の取り扱いに関する規程

- 1 この法人の基本財産の取り扱いについては、公益社団法人日本心理学会定款第 45 条に基づき、本規程の定めるところによる。
- 2 基本財産は、次の各号に該当する取り扱いをしてはならない。
 - (1) 譲渡・交換すること。
 - (2) 担保に供すること。
 - (3) 基本財産以外の資産に繰り入れること。
- 2 ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会及び理事会で、社員現在数及び理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、その一部に限り取り崩しをすることができる。
- 3 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。